

敦賀市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本市の町の区域を別紙のとおり設定したので、同条第2項の規定により次のと
おり告示する。

令和元年9月1日

敦賀市長 湊 上 隆 信



変更調書

次の区域を市野々町1丁目に設定する。

大字	字	地番
市野々	3号元祿河原	4の1 4の10 4の12 4の21 4の22 8の2
	5号東野神越	1の2 2の1 2の3から2の7まで 4の1 5の2
	6号元祿野	1の1 1の2 1の4 1の5 2の2から2の4まで 2の7から2の10まで 2の12 2の13 4の3 4の4 4の7 4の9 5の2 5の3 6 7の1 7の3 7の5 8 9
	8号中堀	1の2 1の3 1の6から1の8まで 1の10 2の2 3の2 4の2 5の2 7の1 8の2 8の3
	9号東中堀	1の1 1の2 1の4から1の13まで 2の4から2の6まで 6の1 6の3 6の5 7の3 8
	11号階子田	1の1から1の5まで 2の1 2の2 2の4から2の25まで 3
	13号山伏塚	1の1から1の15まで 2の1 2の2 2の4から2の13まで 3の1 3の4から3の7まで 4の1から4の11まで 4の13から4の17まで 5の1から5の19まで 5の21 6の1から6の6まで 6の8から6の24まで 7の2から7の6まで 8の1から8の7まで 8の9から8の12まで 9の1から9の10まで 10の1から10の3まで 11の2 11の4から11の7まで 12 13の1から13の7まで 14 15の1から15の3まで 15の5 15の6 16の1から16の7まで 17の1から17の4まで 18の1 18の2 19の1 19の2 20の1から20の4まで 21の1から21の4まで
	14号稗田	1の2 3の5から3の8まで 5の2 6
	18号秋篠	1の1 1の2 2 3の1 3の2 4 5の1から5の3まで 6の1 6の2 7の1 7の2 8の2 13の1から13の3まで 14 15
	19号外鳥居	1の1から1の4まで 3の1 3の2 4の1 4の2 5の1から5の6まで 6の1 6の2 7の1から7の4まで 8の2 8の4 8の6 9の2から9の4まで 10の1 10の2 11の1 11の2 11の6から11の8まで 11の13から11の23まで 12の1から12の3まで 13 14の1から14の4まで
20号道ノ上	1の1から1の28まで 2の2 2の3 3の1から3の7まで 4の1から4の3まで 5の1 5の3 5の5から5の11まで 6の1から6の3まで 7の2から7の4まで 7の6から7の13まで 7の15 7の16 7の18から7の25まで 8 9 10の1から10の4まで	

	21号四ツ目辻	1の1から1の13まで 1の15から1の18まで 1の20 2の1から2の12まで 2の14から2の29まで 2の31から2の36まで 2の38 2の41 2の42 2の44から2の51まで 3の1から3の30まで 4の1 4の3から4の10まで 5の1から5の3まで 5の5から5の11まで 6の1 6の2 7から9まで 10の1から10の7まで 11 12 13の1から13の9まで 14から16まで 17の1から17の4まで 17の6 17の7 18の1から18の3まで 18の5 19の1 19の4から19の8まで 20
金山	78号西外鳥	4の7 5の1 5の5 5の8から5の10まで 5の12 6の1 6の2 6の7から6の9まで 10の1 10の3 10の6から10の8まで 10の12 20の1 20の2 26の1 26の2 27の1
	79号東外鳥	1の1から1の11まで 2の2 2の4から2の6まで 3 4の5 9の1 14の1 14の2
	80号野畑	7の1 7の6から7の13まで
	95号東野神腰	10の2から10の5まで
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部及び一部		

変更調書

次の区域を市野々町2丁目に設定する。

大字	字	地番
市野々	22号捨高	3の1 3の3 3の9 3の10 3の14 3の16 3の17 5の2 7の2から7の6まで 8の1 8の3から8の13まで 9の1から9の4まで 10の1 11の1 13 14
	23号助高	2の3 3の2 4の2 4の3 5の1 6
楡林	26号竹ノ下	1の1から1の4まで 3の1から3の5まで
	27号鶴首	1の1から1の26まで
	28号海道	1の1から1の13まで 1の15から1の19まで 1の21から1の29まで 2の1 2の5から2の21まで 2の24から2の55まで 3の1 3の2 3の5 3の6 4の2から4の8まで 5 6 8 9の1 10の1 10の2 11 12の1 12の2 13
	29号東三反田	1の1から1の21まで 2の1から2の12まで 3の1から3の23まで 4の1から4の17まで 5 6の1 6の2 7の1から7の11まで
	30号時繁	1の2から1の12まで 1の14から1の16まで 1の31 1の32 3の1 3の2
公文名	5号和久野ノ上	90から96まで 104から121まで 122の1 122の2 123から128まで 131から150まで 175から178まで 181 182
	7号竹ノ下	1の1から1の14まで 2の1 2の7から2の13まで 4の21から4の24まで 10の2 12の1 12の3
	8号鶴首	1の1から1の49まで 2の1から2の7まで 2の9から2の28まで 2の30から2の35まで 2の37 2の38 3の1から3の11まで 4の1 5 6
	9号海道	1の1から1の8まで 1の11から1の29まで 2の1から2の12まで 2の18から2の21まで 3の1
	10号下野	1の1 1の2 2の1から2の31まで 2の33 3の1から3の20まで 4 5の1 5の4から5の9まで
	11号捨鷹	1の1から1の23まで 2の1から2の12まで 3の1から3の23まで 3の25 3の32 3の34から3の36まで 3の39 3の41 3の42 4の1から4の8まで 4の10 4の11 4の13 4の14 6の2 10の1から10の5まで 10の7から10の10まで 10の15 10の16 10の18 11の1から11の3まで 12の1から12の5まで 13の2 14の1 14の5 17の1 18 20の1 21の6 22の2 23の1から23の3まで 24の3 26の1から26の3まで

		101から133まで 201から225まで 226の1から226の7まで 227の1から227の7まで 228の1 228の2 229から236まで 237の2 237の3 301から314まで 315の1から315の14まで 316から328まで 401 402 403の1 403の2 404から415まで 416の1から416の5まで 417から433まで
	12号又木田	1の1から1の11まで 12の1 12の2
	13号瓜屋	1の2 2の1から2の28まで 2の30 2の31 2の33から2の42まで 3の4から3の8まで 3の10 3の11 3の15から3の20まで 4の3 4の9から4の14まで 4の16から4の21まで 5の1から5の4まで 5の6から5の19まで 6の4から6の8まで 6の10 8の1 8の3 9の1から9の3まで 10の1から10の4まで 12の1から12の5まで 14から16まで
	14号三反田	1の1から1の4まで 1の7から1の27まで
	24号時繁	1の1から1の3まで 2の2 2の3 2の20 2の22 2の23 3の3
山	86号三反田	1の1から1の18まで 2の1から2の16まで 3の1から3の5まで
	89号ウリヤ	1の3
御名	56号三反田	1の1 1の2 1の5から1の16まで 2の1から2の25まで
	58号下捨鷹	1の2 9の1から9の13まで 13の1から13の8まで
	59号又木田	1の1 1の3 1の4 1の9 1の10 2の1から2の3まで 2の5から2の18まで 2の20 3の1から3の6まで 3の8から3の10まで 3の12 3の13 3の15 3の17から3の20まで 3の23 3の27 3の28 3の30 3の32 3の35 3の37から3の64まで 4の1 4の3から4の7まで 5の1から5の3まで 6 7の1 7の2 9 11 12の1から12の3まで 13の5
	60号飛下野	1の1 1の2 2の1から2の11まで 3の1 3の2 4の1から4の26まで 5の1から5の58まで 6 7
和久野	16号大水口	27の2 36の1
	17号竹ノ下	1の13 1の22 1の23
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部及び一部		